

第71回山梨県環境保全審議会 会議録

1 日 時 令和7年8月8日（金）午前10時～午前11時

2 場 所 シャトレーゼホテル談露館2階「山脈」

3 出席者 (委 員) (敬称略) 足達郁也、石井信行、風間ふたば、勝岡伸圭、亀山倫世、岸いずみ、窪田清、桑原賢次、後藤聰、小林富一郎、佐藤繁則、長池伸子、保坂多枝子、村山力、望月啓治、森一博、山縣然太朗、山本紘治、若月英子（計19名）

4 傍聴者等の数 1人（記者含む）

5 次 第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

6 会議に付した事案の議題・会議結果

1 審議事項

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
鳥獣部会の審議結果のとおり「再指定相当」
- (2) 山梨県環境保全審議会運営規程の改正について
事務局（案）のとおり了承

7 議事の概要

| | |
|-------------------|---|
| 部 会 長 自然共生推進課長 | ◆審議事項（1）について、鳥獣部会長から説明◆ ◆審議事項（1）資料により、自然共生推進課長から説明◆ |
| 委 員 | ○ 環境省の調査で植生を修正したということだったが、どのような修正を行ったのか。 |
| 自然共生推進課長 | ○ 前回は、国から公表されている調査の資料を元に記載していたが、今回は特に鶴冠山で詳細な植生が国から示されたことから、それに合わせ表記を改めた。 |
| 委 員 | ○ 定期的に植生や動物相の調査を行ってはないのか。 |
| 自然共生推進課長 | ○ 特に県で定期的に調査を行ってはいない。 |
| 委 員 | ○ 生態系が変わることも考えられるが、どのようなことを将来に向けて考えているのか。 |
| 自然共生推進課長 | ○ 現在、特に希少種などに関して植生の調査・モニタリングがされているので、希少種に対する保全に努めていく。 |
| 委 員 | ○ 今の説明への補足だが、環境省では自然環境保全基礎調査を行っていて、10年前は50,000分の1の植生率だったが、現在は25,000分の1の植生率となっている。これにより精度がかなり上がり、より詳細な植生が読み取れるような状況になった影響もあり、植生の部分が変更されているのだと思う。 |
| | ◆異議なし |
| 森林環境政策課長 | ◆審議事項（2）資料により、森林環境政策課長から説明◆ ◆異議なし |
| 大気水質保全課長 | ◆情報提供（1）資料により、大気水質保全課長が説明◆ ◆情報提供（2）資料により、大気水質保全課長が説明◆ |

| | |
|----------|---|
| 委 員 | ○ 先日、埼玉県において下水管の点検中に作業員4名が亡くなられる事故が報道されたが、山梨県内では通常どのくらいの濃度になっているのか。 |
| 大気水質保全課長 | ○ 硫化水素は、通常は大気中に含まれていないので、環境基準は設定されていない。ただし、今回の事故のように酸素の行き渡らないような場所で、硫酸還元菌が水分と栄養分がある中で増殖すると硫化水素が生成される。1~5ppmになるとかなり異臭が発生するため、大抵その時点で安全性の確保ができる。しかし、10ppm位を超えると先に鼻が麻痺してしまい、感知できなくなってしまうので危険だとされている。先ほども説明したとおり、通常大気中には含まれていないので基準はないが、今回の下水管点検のように閉鎖された空間で作業する場合には、労働安全衛生法の中で基準が設定されていたと記憶している。 |
| 委 員 | ○ 今年度7月29日に上野原市において、光化学オキシダントの注意報が発令されたかと思うが、発令から解除までどのような基準で行われているのか。 |
| 大気水質保全課長 | ○ 発令の基準である1時間あたりの値が0.12ppmを超えた時、その値が今後も継続すると判断された場合は速やかに注意報を発令することになっている。今回の事例だと16時時点のデータで判断し、16時20分に注意報を発令した。その後、18時時点のデータにて0.12ppmを下回ったことから、18時20分に注意報を解除した。 |
| 委 員 | ○ その他資料（2）1ページ目、（3）人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果にて塩川ダムが出ており、ここでは自然由来ということとは承知しているが、飲料水に用いる際の県の対策を伺いたい。 |
| 大気水質保全課長 | ○ 塩川ダムは上流に増富温泉があることから、元々温泉成分に含まれて砒素が出てくるが、浄水場において砒素を除去する装置を設置して水処理を行っている。そのため飲料水としての問題はない。 |
| 委 員 | ○ 光化学オキシダントが、本県を含む全国で基準値を超えており、そもそも基準自体は正しいものなのか。正しいのであれば、国はどうにしていきたいと考えているのかなどの情報はあるか。 |
| 大気水質保全課長 | ○ 指摘のとおり基準自体が妥当なのかという議論があり、私たちの生活への影響を考えたときに、きちんと評価ができるのではないかということになった。そこで環境省は環境基準を1時間値ではなく8時 |

| | |
|----------|--|
| | 間値に変更する案を示した。令和7年8月6日にパブリックコメントを実施しており、この結果を受けて令和8年4月1日から環境基準を変更することになると思われる。 |
| 委 員 | ○ 静岡県に於いてリニア工事で出た、処理が必要な土は適用除外となるので盛り土ができるとの記事が出ていた。山梨県ではどのように処理をしているのか、また適用除外というケースはあるのか、そのあたりの情報を教えてもらいたい。 |
| 大気水質保全課長 | ○ リニアのトンネル工事の掘削時に出るズリと言われるものは、土壤汚染対策法の土壤には該当しないと示されている。そのため、山梨県において、トンネル掘削土は土壤汚染対策法の規制を受けないこととなっている。ただし、山梨県では環境影響評価にて土壤汚染対策法と同等の対応をすることとなっており、県内の工事で出た土壤は、封じ込めをする計画になっている。 (閉会) |